

# 上越市第 2 次地域福祉計画

平成 31 年 3 月



## はじめに

当市は「上越市第6次総合計画」に掲げる将来都市像「すこやかなまち」の実現に向け、誰もが生涯を通じてこころと体の健やかさを保てる環境の整った、安心して自分らしく暮らせるまちづくりに向けた取組を推進しています。

こうした中、国は、子どもや障害のある人、高齢者など全ての人々が「地域、暮らし、生きがい」を共に創り、高め合うことのできる「地域共生社会」の実現を提唱しています。

あわせて社会福祉法の改正が行われ、この「地域共生社会」の実現に向け、自治体に対し、福祉の各分野における上位計画として位置付ける「地域福祉計画」の策定に努めるよう求めるなど、地域福祉の重要性が改めて示されているところであります。

近年、わが国においては、人口減少と少子高齢化が急速に進み、家族の在り方が大きく変化しており、複雑で多様な生活課題を抱える方々が増加する傾向も顕著となっていることから、悩みや問題を抱えた個人や家庭が社会から孤立してしまうことが懸念されています。

孤立を防ぎ、誰もが自分の居場所と出番を持てるような地域社会を築いていくためには、行政が地域住民等と連携しながら地域福祉の推進に取り組んでいくことが、今後ますます重要になってきます。

本計画は、「誰もが居場所と出番を持って、共に支え合いながら、安心してすこやかに自分らしく暮らせる地域社会の実現」を基本理念とし、社会からの孤立を防ぐための体制を強化するとともに、一人ひとりの出番を創出し、地域で支え合うまちづくり、また、安心してすこやかに暮らしていくための基盤づくりを進めていくための指針であります。これを、市が目指す「すこやかなまち」の実現につなげていくことができるよう、地域福祉の推進に一層、取り組んでまいりたいと意を新たにしているところであります。

平成31年3月

上越市長 村山秀幸

# 目次

<b>第1章 策定に当たって</b> .....	<b>P 1</b>
1 計画策定の趣旨 .....	P 1
2 計画の位置付け .....	P 2
3 計画策定の経緯 .....	P 3
4 計画策定の体制 .....	P 3
5 計画期間 .....	P 3
6 計画における実施主体ごとの主な役割等 .....	P 4
<b>第2章 上越市の状況</b> .....	<b>P 5</b>
1 人口・世帯数の推移と推計 .....	P 5
2 児童数の推移と推計 .....	P 6
3 高齢者人口等の推移と推計 .....	P 7
4 障害のある人の状況 .....	P 9
5 生活保護の状況 .....	P 10
6 相談機関における対応事例 .....	P 11
<b>第3章 基本理念と基本施策の体系</b> .....	<b>P 12</b>
1 基本理念（当市における地域福祉の将来像） .....	P 12
2 基本目標 .....	P 13
3 基本施策の体系 .....	P 14

<b>第4章 基本施策の展開</b> .....	<b>P 15</b>
1 「基本目標1」の達成に向けた基本施策 .....	P 15
2 「基本目標2」の達成に向けた基本施策 .....	P 22
3 「基本目標3」の達成に向けた基本施策 .....	P 26
<b>第5章 計画の推進に当たって</b> .....	<b>P 30</b>
1 計画の進捗管理 .....	P 30
2 基本施策の推進に向けた取組 .....	P 30
<b>第6章 上越市版地域包括ケアシステムの構築に向けて</b> .....	<b>P 31</b>
1 上越市版地域包括ケアシステムの概要 .....	P 31
2 上越市版地域包括ケアシステムにおける5つの構成要素 .....	P 31
3 目指すべき状態 .....	P 31
(参考) 市の相談体制 (平成31年4月～) .....	P 33
(参考) 市が実施している支援等 (例) (平成30年12月現在) .....	P 34
<b>(巻末資料)</b> .....	<b>P 35</b>
1 上越市地域福祉計画策定委員会設置要綱 .....	P 35
2 上越市地域福祉計画策定委員名簿 .....	P 37
3 上越市地域福祉計画策定委員会における検討経緯 .....	P 38

※ 本文中の元号は新元号が未定であるため、改元が予定されている日以降の年についても、「平成」により表記しています。

# 第1章 策定に当たって

## 1 計画策定の趣旨

当市は、上越市第6次総合計画に基づき、「誰もが生涯を通じてこころと体の健やかさを保てる環境の整った、安心して自分らしく暮らせるまちづくり」に向けた取組を進めてきました。

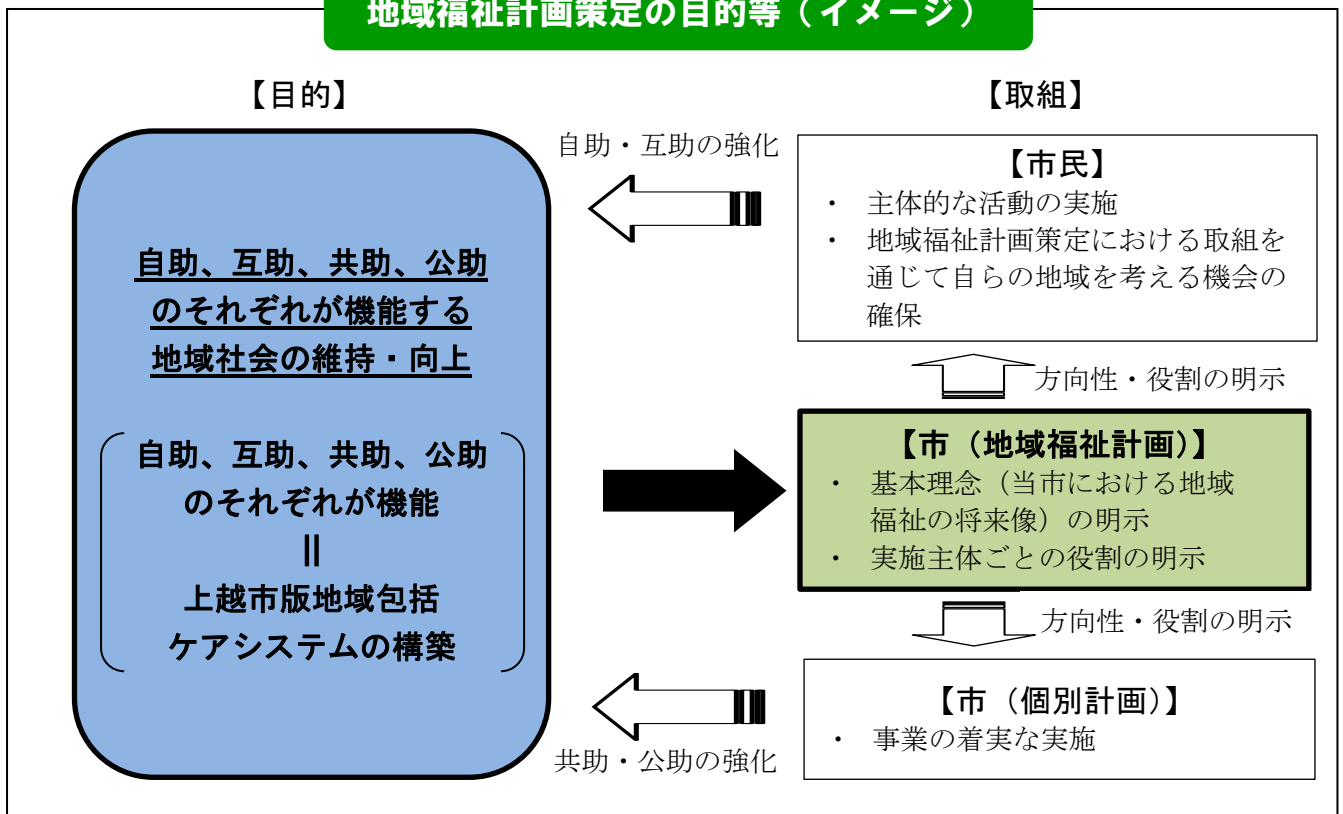
少子化と高齢化が急速に進展する今日、自分らしく暮らせるまちづくりを更に進めるために、「自助、互助、共助、公助のそれぞれが機能する地域社会の維持・向上」に取り組んでいくことが重要となっています。

こうした認識の下、市では、高齢者を対象に自助、共助、公助に加え、地域住民の皆さんの互助による地域支え合い体制による支援など、地域包括ケアシステムを推進しているところであり、今後この取組を更に拡充し、障害のある人や子ども、子育て中の人などにも対象を広げ、「上越市版地域包括ケアシステム」の構築を進めていくこととしています。

また、社会全体で支え合う取組を安定的に継続させていくためには、地域住民の皆さん等が自らの地域に想いをもちながら、主体的に活動することも必要となります。

地域福祉計画は、地域においてこれらの主体的な活動が円滑に行われるよう、また、当市における地域福祉の将来像も明らかにしながら、策定するものです。

### 地域福祉計画策定の目的等（イメージ）



#### （本計画における「自助」、「互助」、「共助」、「公助」の定義）

自助：自ら働いて、又は自らの年金収入等により、生活を支え、健康を維持すること

互助：近隣の助け合いやボランティア等

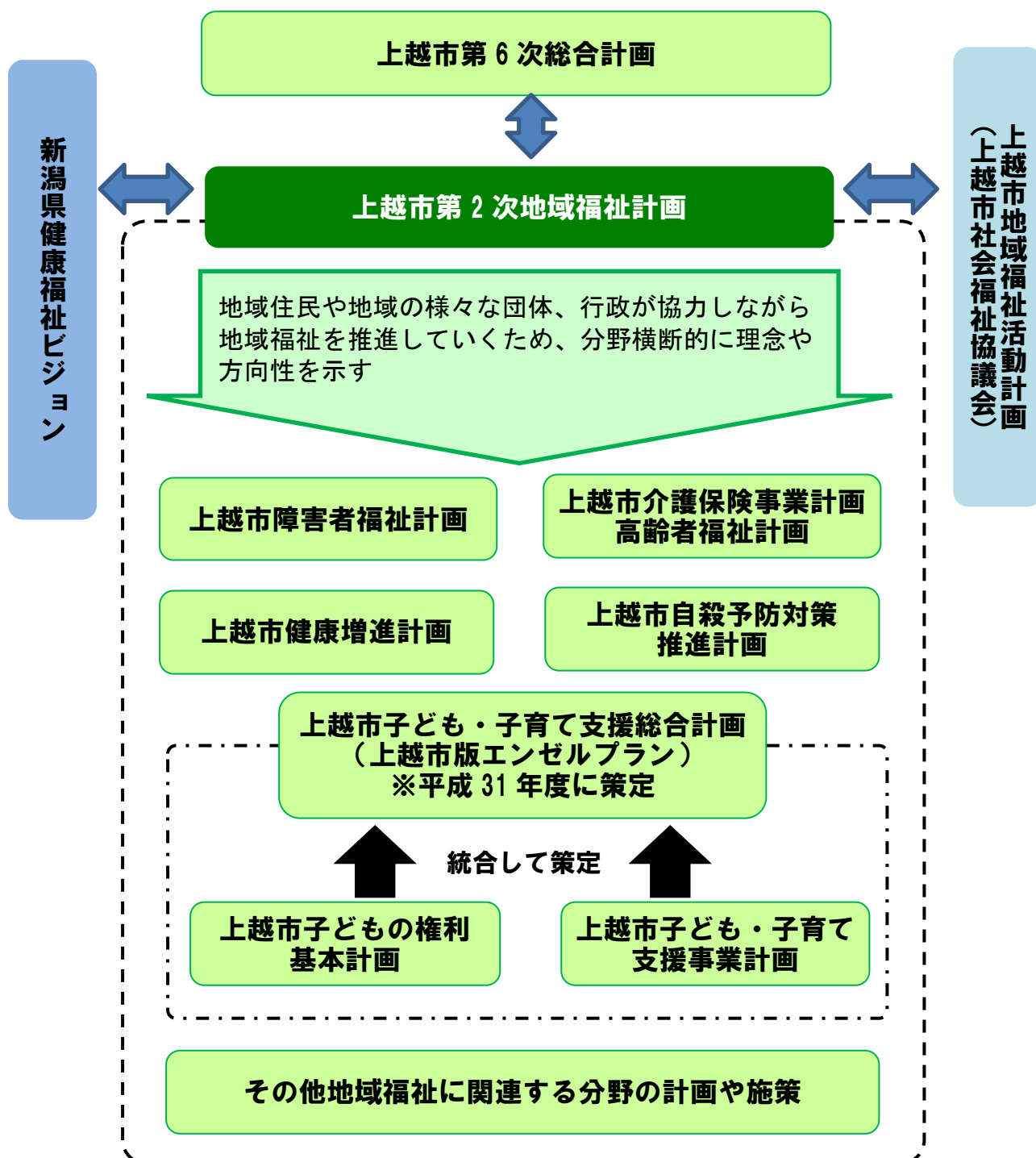
共助：社会保険のような制度化された相互扶助

公助：自助・互助・共助では対応できない困窮等の状況に対し、所得や生活水準・家庭状況等の受給要件を定めた上で必要な生活保障を行う社会福祉等

## 2 計画の位置付け

本計画は、社会福祉法第 107 条の規定に基づき、市町村が策定する市町村地域福祉計画です。市政運営の最上位計画である「上越市第 6 次総合計画」並びに「新潟県健康福祉ビジョン」との整合を図りながら、「上越市健康増進計画」や「上越市障害者福祉計画」など、当市の健康福祉に関連する各種計画を包含するとともに、福祉関係施策を総合的に推進するための理念計画として位置付けるものです。

### 【各計画の関係性（イメージ）】



### 3 計画策定の経緯

当市は、平成 19 年 3 月に上越市地域福祉計画（対象期間：平成 19 年度から平成 23 年度まで）を策定する一方で、具体的な事業の推進を、それぞれ上越市健康増進計画や上越市障害者福祉計画などの個別計画に委ねてきたことから、これまで計画の改定は行わず、現在に至っています。

こうした中、地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 52 号）により、社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）の一部が改正され、市町村においては、平成 30 年度から地域福祉計画の策定が努力義務化されました。

また、国は、「地域共生社会」の実現を提唱しており、市町村には地域住民や関係機関が積極的に関わり合うなど、地域における支え合い体制の強化が求められています。

このような背景を踏まえ、当市においては、健康福祉分野に関連する各種施策や計画を総合的に推進するため、分野横断的な検討を進めながら、上越市地域福祉計画を改めて策定することとしました。

なお、前回の計画策定から 12 年が経過する中で、社会情勢も大きく変化している状況を踏まえ、新たな上越市地域福祉計画は、今後の計画の管理を容易なものとするため、名称等を次のとおり整理した上で、新たに策定することとします。

策定年月	計画期間	名称
平成 19 年 3 月	平成 19 年度～平成 23 年度	上越市第 1 次地域福祉計画
—	平成 24 年度～平成 30 年度	各種個別計画
平成 31 年 3 月	平成 31 年度～平成 34 年度	上越市第 2 次地域福祉計画

#### （参考）地域共生社会とは

国では、『制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会』であると示しています。

### 4 計画策定の体制

本計画の策定に当たり、学識経験者、公募による市民、福祉団体・福祉事業関係者、医療関係者、その他諸団体の関係者、教育関係者、関係行政機関の職員で構成する「上越市地域福祉計画策定委員会」を設置し、議論を進めるとともに、市の関係部署と検討・調整を行いました。

### 5 計画期間

計画期間は、平成 31 年度から平成 34 年度までの 4 年間とし、平成 34 年度に次期計画策定のための見直しを行います。

なお、必要に応じて計画期間中であっても、見直しを行います。

	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34
上越市総合計画	第5次総合計画 (平成19年度～平成26年度)								第6次総合計画 (平成27年度～平成34年度)							
地域福祉に関する計画等	第1次計画 (平成19年度～平成23年度)				各種個別計画(上越市健康増進計画等) (平成24年度～平成30年度)						第2次計画 (平成31年度～平成34年度)					



## 6 計画における実施主体ごとの主な役割等

地域福祉の主体となる地域住民や関係機関、行政がそれぞれの特徴を生かしながら役割を果たし、地域福祉の推進に連携して取り組んでいくことが重要になってきます。

### (1) 市

区分	主な役割
市	<ul style="list-style-type: none"> <li>福祉に関わる人材の確保・育成や福祉サービスの基盤整備を進めること。</li> <li>市民が困り事がある場合のほか、児童・障害者・高齢者の虐待などを発見した場合に早期に適切な支援を行うこと。</li> <li>近所の人や民生委員・児童委員、主任児童委員、行政などに助けを求めることができるよう、広報上越などの媒体やすこやかサロンなどの機会を通じて、市民意識の向上を図ること。</li> <li>地域住民の福祉に対するニーズや課題を的確に把握しながら、関係機関と連携し、地域の実情に応じた地域福祉活動の企画や実施に取り組むこと。</li> <li>地域福祉計画等に基づき、計画的な地域福祉の推進を図ること。</li> </ul>

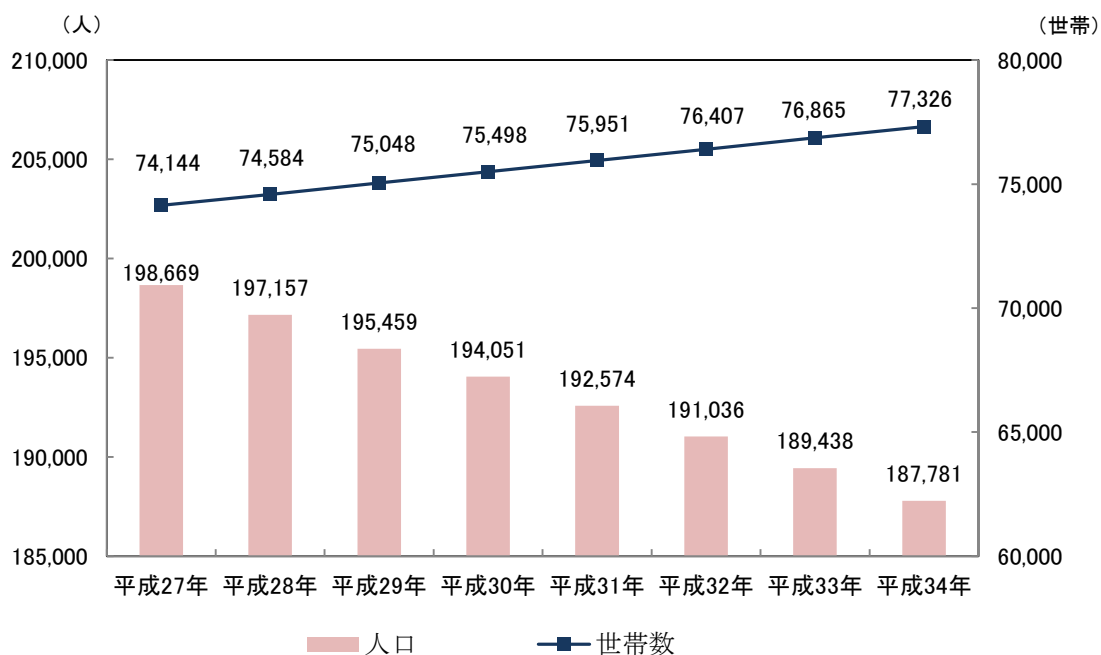
### (2) 関係機関

区分	期待される主な役割
地域住民	<ul style="list-style-type: none"> <li>サービスの受け手としてだけでなく、自らが地域福祉等の担い手という意識を持ち、ボランティアや町内会活動などに積極的に参加すること。</li> <li>日頃からの近所付き合いなどを通じて、困りごとを抱えている人を発見し、必要に応じて民生委員・児童委員、主任児童委員や行政などにつなぐこと。</li> </ul>
住民組織・ボランティア組織等	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域における様々な活動を通じて、地域福祉の向上を図ること。</li> <li>福祉活動に興味のある人の受け皿となり、その活動を通じて地域社会に積極的に参画すること。</li> </ul>
町内会	<ul style="list-style-type: none"> <li>民生委員・児童委員、主任児童委員と連携しながら、住民と行政、関係機関のつなぎ役を担うこと。</li> <li>自主防災組織（町内会等）が協力し、災害発生時には避難行動要支援者の支援を行うこと。</li> </ul>
民生委員・児童委員、主任児童委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>住民の立場に立った相談・援助を通して地域福祉の推進を図ること。</li> <li>住民と行政、関係機関のつなぎ役として、住民のニーズや課題を把握し、行政に対して必要な提言を行うこと。</li> </ul>
学校等	<ul style="list-style-type: none"> <li>次代を担う子どもたちが福祉に触れる機会を増やし、他人を思いやり、支え合うという意識を育てることで、地域福祉活動に主体性を持って参画できる子どもを育む教育を推進すること。</li> </ul>
福祉事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>関係法令を遵守し、地域ニーズの把握に努め、利用者の立場に立った福祉サービスを提供すること。</li> <li>専門技術や人的資源を生かし、福祉サービスの更なる質の向上を図ること。</li> </ul>
社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域において、住民に密着した地域福祉活動を推進する中心団体として、福祉活動への住民参加を呼び掛けるとともに、関係機関と連携して地域の個性を生かしたまちづくりを推進すること。</li> <li>行政と連携を密にしながら、地域福祉活動計画に基づき、住民のニーズに応える質の高い福祉サービスを提供すること。</li> </ul>

## 第2章 上越市の状況

### 1 人口・世帯数の推移と推計

- 当市の人口は、長期的に減少傾向が続いており、本計画が終了する平成34年には、約18万7千人となる見込みです。
- 当市全体の世帯数は、核家族化など家族の在り方の変化に伴い、増加傾向が続いており、今後もこの傾向は続くものと予想されます。



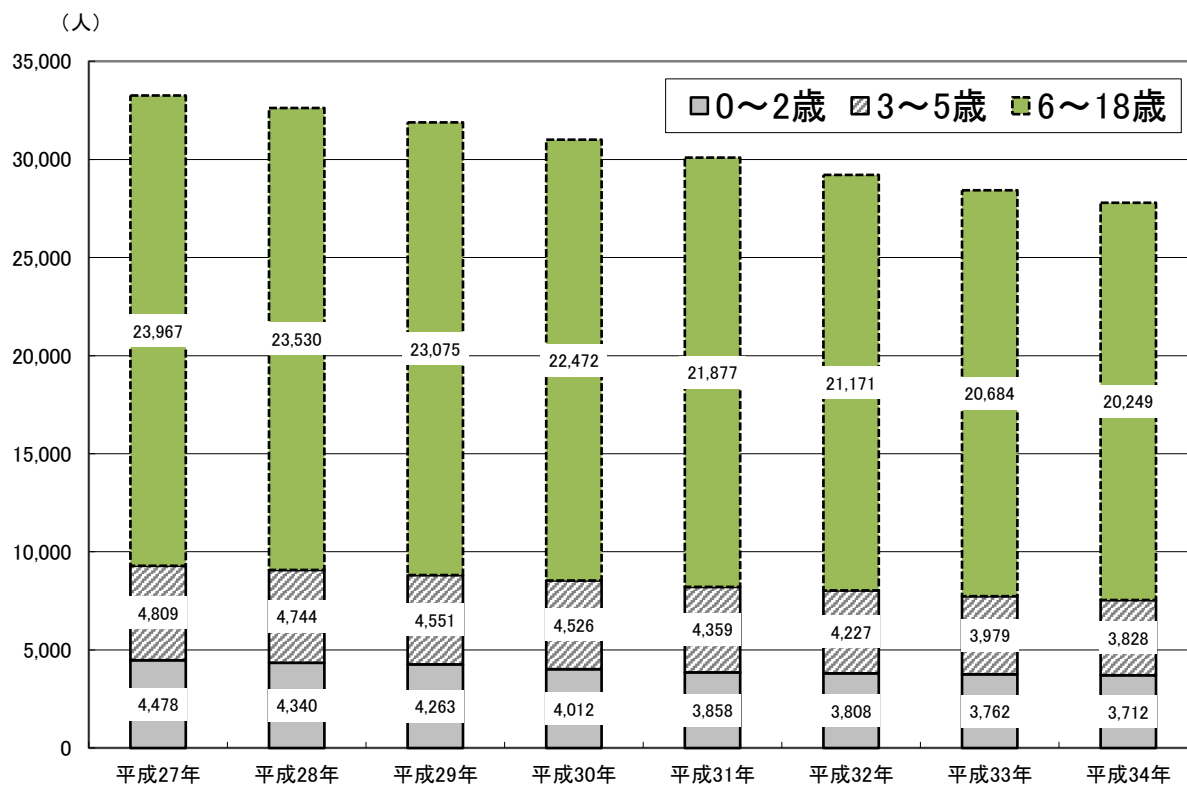
区分	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	平成32年	平成33年	平成34年
人口	198,669	197,157	195,459	194,051	192,574	191,036	189,438	187,781
世帯数	74,144	74,584	75,048	75,498	75,951	76,407	76,865	77,326

※平成27年～平成29年は外国人住民を含む住民基本台帳の数値（各年10月1日現在）

※平成30年以降は、人口については、国立社会保障・人口問題研究所が公表している将来推計人口の計算方法に準じて推計。世帯数については、平成27年～平成29年の増加率を前年度の数値に乗じて推計（四捨五入）

## 2 児童数の推移と推計

- 当市においては少子化が進展しており、0～2歳、3～5歳、6～18歳のいずれの児童人口においても、年々減少傾向にあります。今後もこの傾向は続くものと見込んでいます。



区分	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	平成32年	平成33年	平成34年	
児童人口 (0歳～18歳)	33,254	32,614	31,889	31,010	30,094	29,206	28,425	27,789	
前年比較増減		△ 594	△ 640	△ 725	△ 879	△ 916	△ 888	△ 781	△ 636
内訳	0歳～2歳	4,478	4,340	4,263	4,012	3,858	3,808	3,762	3,712
	3歳～5歳	4,809	4,744	4,551	4,526	4,359	4,227	3,979	3,828
	6歳～18歳	23,967	23,530	23,075	22,472	21,877	21,171	20,684	20,249

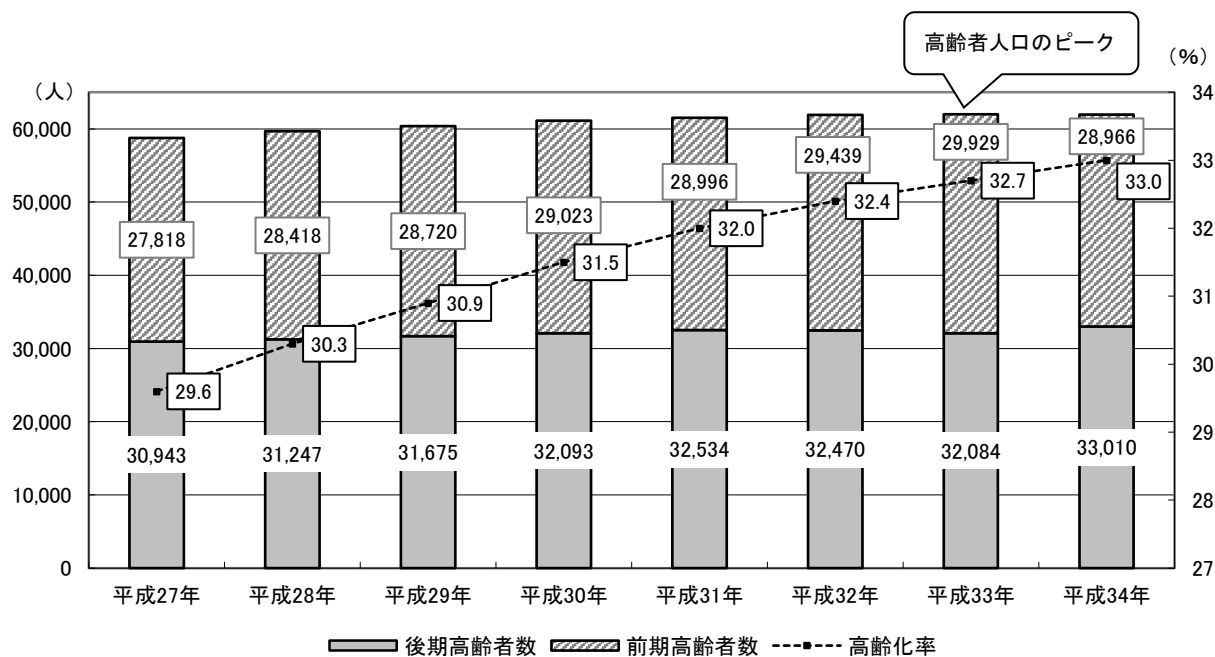
※平成27年～平成29年は外国人住民を含む住民基本台帳の数値（各年10月1日現在）

※平成30年以降は、国立社会保障・人口問題研究所が公表している将来推計人口の計算方法に準じて推計

### 3 高齢者人口等の推移と推計

#### (1) 高齢者人口の推移と推計

- 65 歳以上の高齢者人口については、団塊の世代が 65 歳に到達する平成 28 年までは急速に増加していましたが、平成 30 年以降は緩やかに増加し、平成 34 年前後からは減少に転じると見込んでいます。
- 高齢化率は年々増加傾向にあり、今後も緩やかに進行するものと見込んでいます。



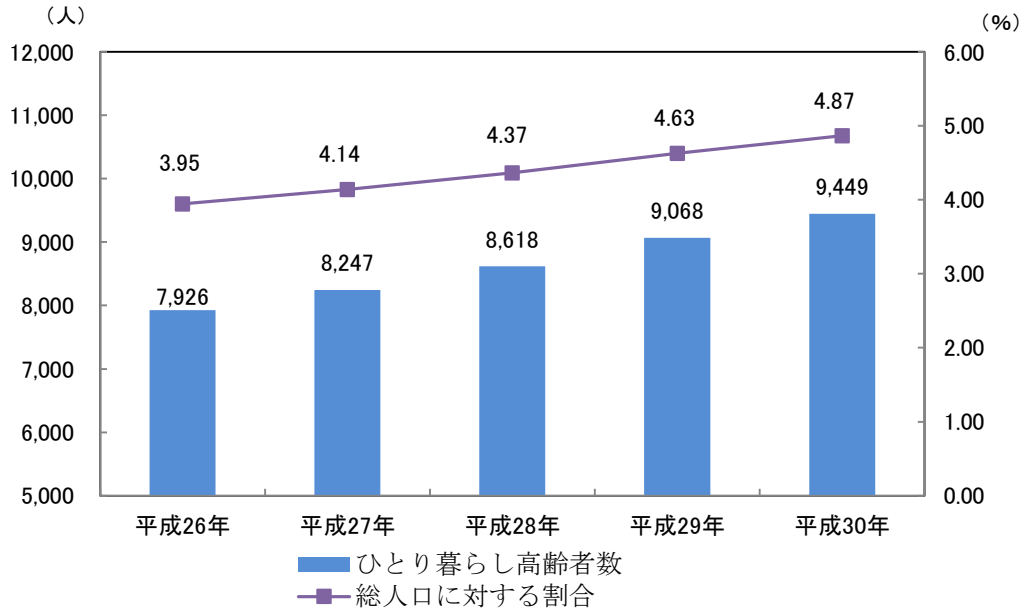
区分	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	平成32年	平成33年	平成34年
総人口	198,669	197,157	195,459	194,051	192,574	191,036	189,438	187,781
高齢者人口	58,761	59,665	60,395	61,116	61,530	61,909	62,013	61,976
前期高齢者(65~74歳)	27,818	28,418	28,720	29,023	28,996	29,439	29,929	28,966
前年比較増減	△ 888	600	302	303	△ 27	443	490	△ 963
後期高齢者(75歳以上)	30,943	31,247	31,675	32,093	32,534	32,470	32,084	33,010
前年比較増減	△ 329	304	428	418	441	△ 64	△ 386	926

※平成 27 年～平成 29 年は外国人住民を含む住民基本台帳の数値（各年 10 月 1 日現在）

※平成 30 年以降は、国立社会保障・人口問題研究所が公表している将来推計人口の計算方法に準じて推計

## (2) ひとり暮らし高齢者数の推移

- 過去5年間を比較してみると、ひとり暮らし高齢者数は、年々増加傾向にあり、核家族化や少子高齢化などの事象も影響し、今後もこの傾向は続くものと予想されます。

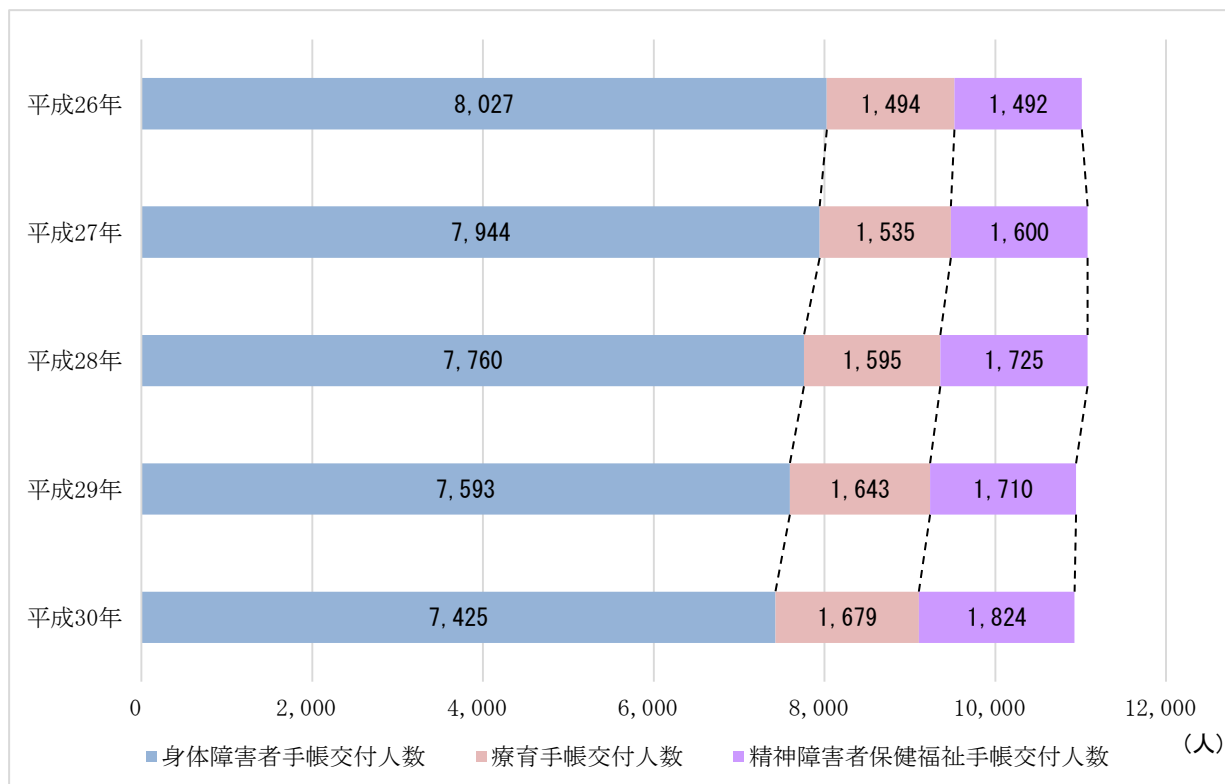


区分	ひとり暮らし 高齢者数 (人)	総人口 (人)	総人口に 対する割合 (%)
平成 26 年	7,926	200,785	3.95
平成 27 年	8,247	199,079	4.14
平成 28 年	8,618	197,380	4.37
平成 29 年	9,068	195,880	4.63
平成 30 年	9,449	194,132	4.87

※各年 4 月 1 日現在

#### 4 障害のある人の状況

- 過去5年間を比較してみると、当市の障害者手帳の所持者は、全体で見た場合、大きな変動はありませんが、療育手帳と精神障害者保健福祉手帳の所持者は増加傾向にあります。



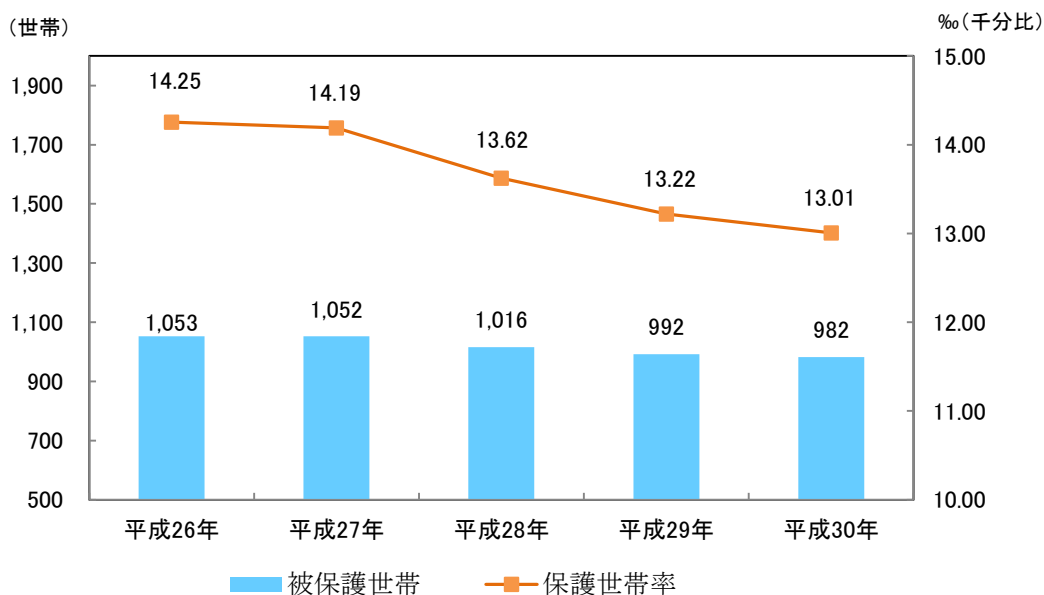
(単位：人)

区分	身体障害者手帳交付人数	療育手帳交付人数	精神障害者保健福祉手帳交付人数	合計
平成26年	8,027	1,494	1,492	11,013
平成27年	7,944	1,535	1,600	11,079
平成28年	7,760	1,595	1,725	11,080
平成29年	7,593	1,643	1,710	10,946
平成30年	7,425	1,679	1,824	10,928

※各年4月1日現在

## 5 生活保護の状況

- 過去5年間を比較してみると、当市の被保護世帯数及び被保護人員ともに、減少傾向にあります。
- また、保護世帯率は、被保護世帯数の減少及び総世帯数の増加に伴い、減少しています。



区分	被保護世帯		被保護人員		総世帯数 (世帯)	総人口 (人)
	世帯数	世帯保護率 (%)	人員	保護率 (%)		
平成26年	1,053	14.25	1,394	6.96	73,871	200,377
平成27年	1,052	14.19	1,360	6.85	74,144	198,669
平成28年	1,016	13.62	1,294	6.56	74,584	197,157
平成29年	992	13.22	1,266	6.48	75,048	195,459
平成30年	982	13.01	1,248	6.43	75,498	194,051

※数値は各年9月の実績数値。%は千分比

※総世帯数と総人口

平成27年～平成29年は外国人住民を含む住民基本台帳の数値（各年10月1日現在）

平成30年は、人口については、国立社会保障・人口問題研究所が公表している将来推計人口の計算方法に準じて推計。世帯数については、平成27年～平成29年の増加率を前年度の数値に乗じて推計（四捨五入）

## 6 相談機関における対応事例

相談機関における相談対応を通じ、人口減少と少子高齢化の進行、家族の在り方の変化などに伴い、複雑で多様な生活課題を抱える世帯の顕在化が認められます。

中には、地域での見守り活動から適切な支援につながった事例もあり、今後も地域の皆さんと連携していくことが重要と考えます。

事例	世帯構成・主な生活課題	地域での支援者	主な支援の内容
1	<ul style="list-style-type: none"> <li>単身の低所得世帯</li> <li>年金収入はあるものの適切な管理ができず、度々ライフラインが停止</li> <li>日頃の金銭管理の支援が必要なケース</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ふれあいランチ配達員</li> <li>近隣住民</li> <li>地域包括支援センター</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ふれあいランチ配達員による日頃の見守りのほか、市が地域包括支援センターと連携を図りながら、金銭管理のアドバイスを行っている。</li> </ul>
2	<ul style="list-style-type: none"> <li>曾祖母、祖父、父、子の4人世帯</li> <li>介護や医療、登校渋りなどの課題があり、家庭内は常に不安定でトラブルが続いていたケース</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域包括支援センター</li> <li>病院</li> <li>小学校</li> <li>町内会長</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域包括支援センターなどが見守りを続けながら、根気強く外部支援の利用を促し続けた結果、曾祖母の介護サービス利用など、適切な支援につながった。</li> </ul>
3	<ul style="list-style-type: none"> <li>母子世帯</li> <li>子に対しての暴言などの心理的虐待あり</li> <li>母の疾病に起因して不安定な生活が続いていたケース</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>民生委員・児童委員</li> <li>保育園</li> <li>病院</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>日頃から母を気にかけていた民生委員・児童委員が母の相談を親身になって聴き取り、その後、市へつなぎ、関係機関と連絡調整を行った結果、母の必要な医療受診と福祉サービス（家事支援）の利用につながった。</li> </ul>
4	<ul style="list-style-type: none"> <li>単身世帯</li> <li>脳疾患により障害が残り、就労不可の状態に陥る。</li> <li>障害者年金受給までの間、最低生活を維持できない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ケアマネジャー</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ケアマネジャーがコーディネートし、本人の状況に沿った介護サービスを提供。</li> <li>本人の最低生活の維持を心配したケアマネジャーが福祉課に相談し、生活保護の申請に至る。</li> </ul>
5	<ul style="list-style-type: none"> <li>高齢者夫婦と子2人(60代と50代)の4人世帯</li> <li>子2人は自動車運転免許がなく、未就労の期間が長い状態が続いている。</li> <li>父の入院をきっかけに家計を維持できなくなったケース</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域包括支援センター</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>入院先の相談員が本人の承諾を得て、地域包括支援センターに連絡。</li> <li>地域包括支援センターの介入により、生活保護の申請に至った。生活保護を通じ、夫婦の医療の継続などを行うとともに、未就労の期間が長い子に対しては、就労に向けた支援を行っている。</li> </ul>



## 第3章 基本理念と基本施策の体系

### 1 基本理念（当市における地域福祉の将来像）

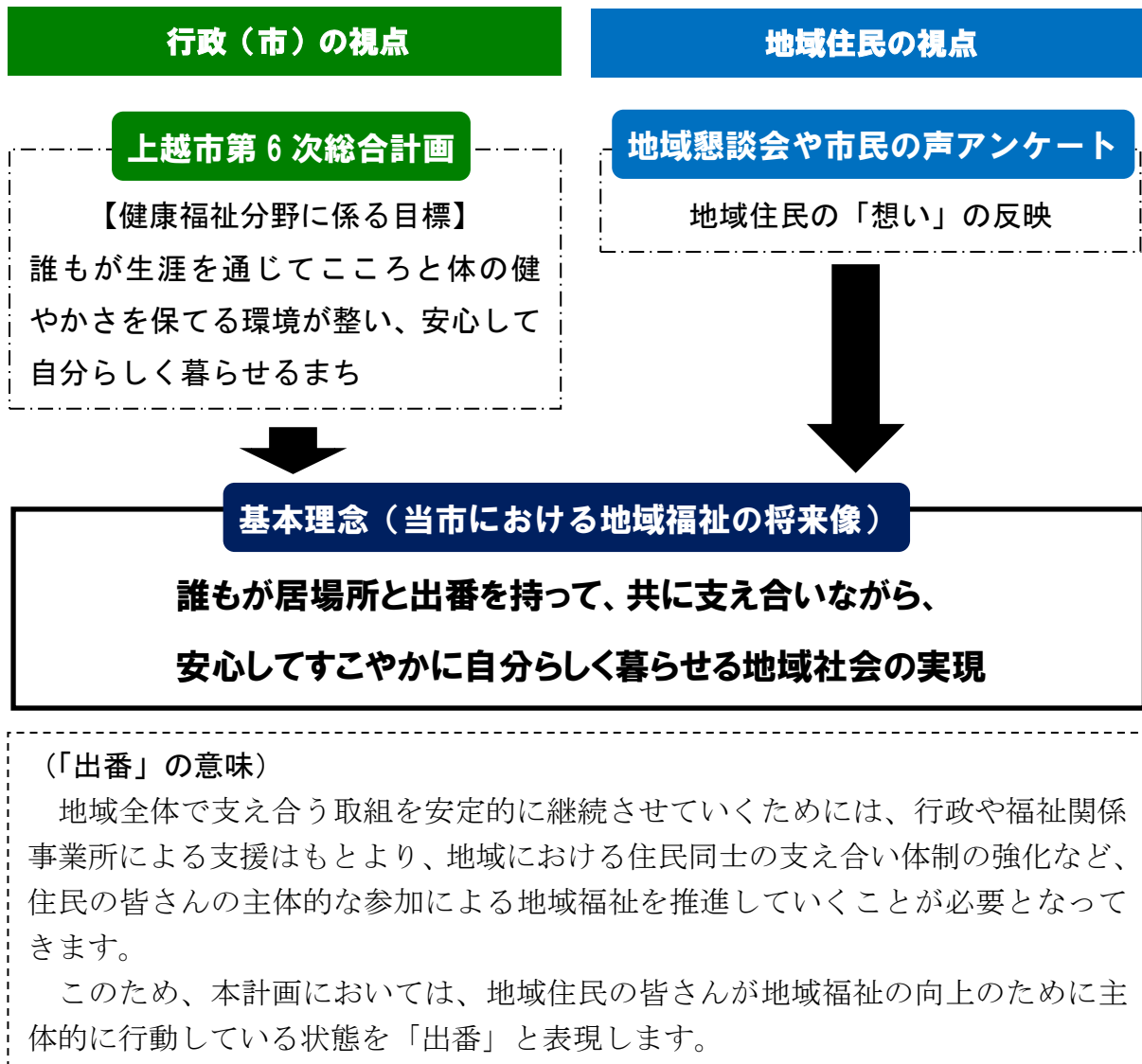
上越市第6次総合計画の健康福祉分野においては、「誰もが生涯を通じてころと体の健やかさを保てる環境が整い、安心して自分らしく暮らせるまちづくり」を目標として掲げ、取組を進めています。

しかしながら、人口減少と少子高齢化の進行、家族の在り方の変化などに伴い、複雑で多様な生活課題や悩みを抱えた個人や家庭が社会から孤立してしまうことが懸念されています。

このような孤立を防ぎ、誰もが自分の居場所と出番を持てるような地域社会を築いていくためには、行政が地域住民等と連携しながら地域福祉の推進に取り組んでいくことがますます重要になってきます。

こうした状況を踏まえ、基本理念については、上越市第6次総合計画の健康福祉分野における目標と整合を図るとともに、更にこれを発展させ、また、地域住民の想いを反映させることとし、当市における地域福祉の将来像を重ねながら、「誰もが居場所と出番を持って、共に支え合いながら、安心してすこやかに自分らしく暮らせる地域社会の実現」としました。

#### 【基本理念のイメージ】



## 2 基本目標

基本理念を実現するため、以下の3つの基本目標を設定します。

### 【基本目標 1】

**一人ひとりの想いを受け止め、社会からの孤立を防ぐための体制を強化します**

人口減少や少子高齢化、家族の在り方の変化などに伴い、複雑で多様な生活課題を抱える人が増えてきており、悩みや問題を抱えた個人や家庭が社会から孤立してしまうことが懸念されます。

自ら声をあげられない人や困りごとを抱えている人の悩みに気づき、支援につなげていくための体制づくりや取組を充実させ、社会から孤立することがなく安心して暮らせる地域を目指すほか、誰もが身近な地域で、すこやかに自分らしく暮らせるよう、地域とのつながりを築くことができるイベントへの参加や健康づくりの推進に向けた自発的な取組などを促進します。

### 【基本目標 2】

**一人ひとりの出番を創出し、地域で支え合うまちづくりを推進します**

地域においては、見守り・安否確認や買い物等といった新たな日常生活の困りごと等が発生してきています。これらの困りごと等に気づき、解決につなげていくためには、日頃からご近所付き合いを行っている地域の皆さんとの連携が特に必要になってきます。

また、社会全体で支え合う取組を安定的に継続していくためには、住民一人ひとりが自らの地域に想いや関心を持ちながら、主体的に活動することが重要となってきます。例えば、元気な高齢者の皆さんから、支援が必要な人の居場所づくりの担い手として活動していただくなど、地域における一人ひとりの出番を創出し、日常生活を送る中で、住民同士が支え合う関係を築けるようなまちづくりを目指します。

### 【基本目標 3】

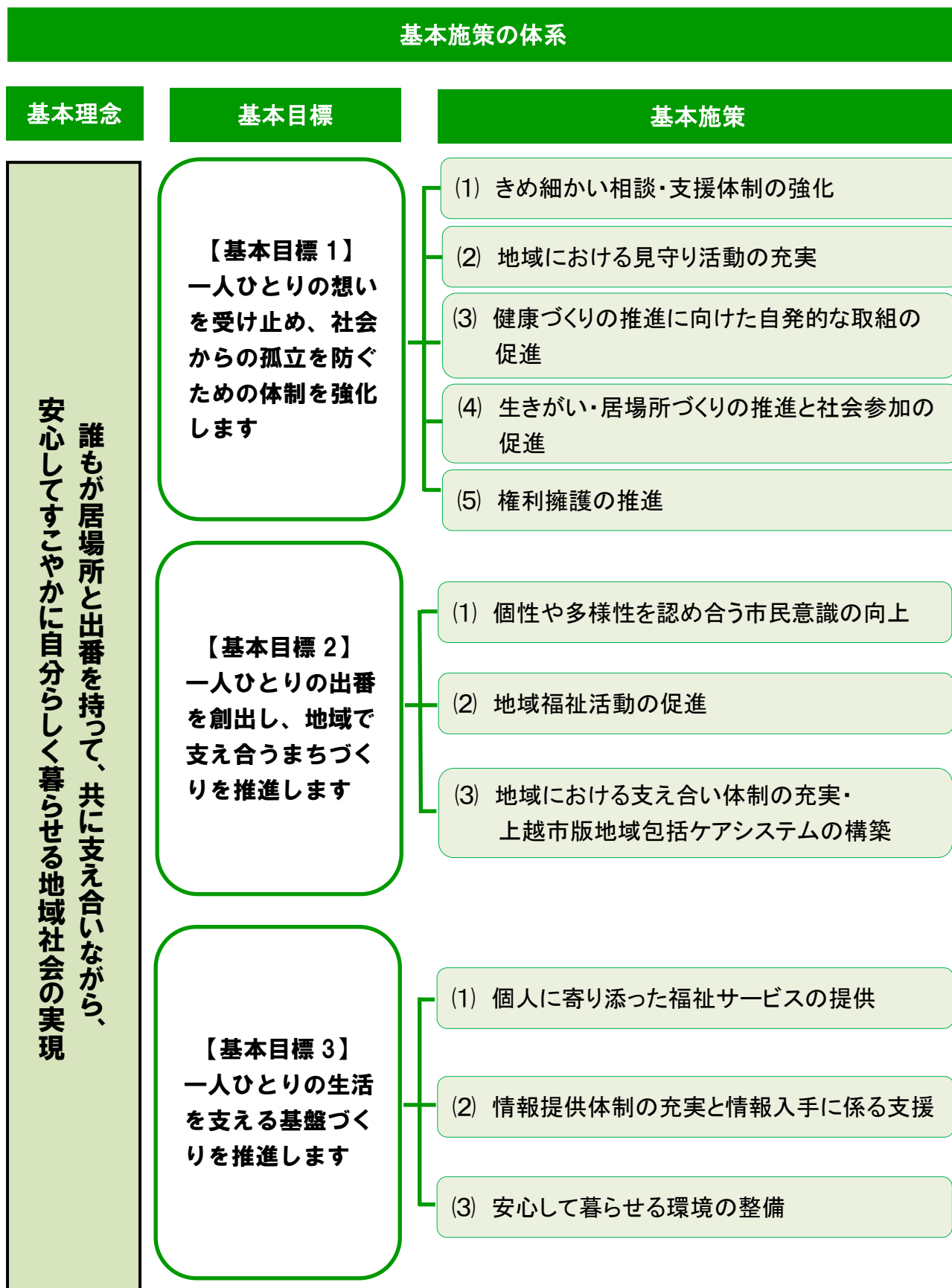
**一人ひとりの生活を支える基盤づくりを推進します**

個人の状況に応じた効果的かつ温かみのある福祉サービスを展開していくことにより、市民一人ひとりが安心してすこやかに暮らしていくための基盤を整えていきます。

また、災害時等の緊急時においても、安心した生活が送れるよう、拠点整備や受入れ体制づくりを推進していきます。

### 3 基本施策の体系

基本理念の実現に向けて、基本目標ごとの基本施策を以下のとおり位置付けます。



## 第4章 基本施策の展開

地域福祉計画は、各福祉分野が共通して取り組むべき事項を記載する、福祉分野の「上位計画」として位置付けるものです。

このため、個別の事業については、分野ごとに策定する個別計画の中で、具体的に記載するとともに、本計画では、基本目標の達成に向けた基本施策について、現状と課題、取組の方向性を示すこととします。

### 1 「基本目標1」の達成に向けた基本施策

#### (1) きめ細かい相談・支援体制の強化

##### 現状・課題

###### 《現状》

- 家庭環境が複雑・多様化し、複合的な課題を抱える世帯が増加している中、切れ目のない支援体制を整えるため、「すこやかなくらし包括支援センター」において、各種制度の狭間にいる人や複合的な課題を抱える世帯への支援を包括的に行うため、より専門性の高い支援体制を構築しています。
- 早期からの教育相談の実施を通じて、特別な支援を必要とする子どもに関する相談や支援を行っています。
- 福祉総合窓口センターを設置し、各種相談や、高齢者や障害のある人の申請手続きに応じるほか、情報の取得が困難な人へのコミュニケーション支援として手話通訳士を配置するなど、市民に寄り添った丁寧な対応を行っています。
- 障害のある人やその家族の総合的・専門的相談窓口として、基幹相談支援センターを設置し、日常生活全般にわたる相談への対応や障害福祉サービスの利用支援等を行っています。
- 高齢者の総合相談窓口として、平成30年度から市内11か所全ての地域包括支援センターに保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員を配置し、機能強化を図っています。
- 複合的な課題を抱える生活困窮者に対しては、相談支援を実施するとともに、個々の状況に合わせて就労準備支援や家計相談支援を実施することで、生活困窮から早期に脱却できるよう、関係機関と連携しながら支援を行っています。
- 民生委員・児童委員、主任児童委員の活動内容について、町内会を通じて、チラシの回覧により周知しています。
- 市民が困り事がある場合のほか、児童・障害者・高齢者の虐待などを発見した場合に、近所の人や民生委員・児童委員、主任児童委員、行政などに助けを求めることができるよう、すこやかサロンや自殺予防に関する研修会などの機会を通じて、市民意識の向上を図っています。
- 個人の状況に応じて適切な相談窓口を選択できるよう、広報上越や市のホームページ等で相談窓口を周知しています。

###### 《課題》

- 今後も、社会経済環境の変化が続く中で、家庭環境の複雑・多様化が進み、経済的な問題だけでなく複合的な課題を抱える世帯の増加が見込まれます。
- 子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることがないように、「子どもの貧困対策」を実施し、教育の機会均等を図るなど、貧困の状況にある子どもがすこやかに育つ環境を整備していく必要があります。
- 困り事がある場合のほか、児童・障害者・高齢者の虐待などを発見した場合に、近所の人や民生委員・児童委員、主任児童委員、行政などに助けを求めることができるよう、市民意識の向上を図るとともに、自らが支援を求める際に適切な相談窓口を選択できるよう、引き続き相談窓口を周知していく必要があります。

## 【取組の方向性・概要】

### ① 相談体制の強化

自分や家族だけでは解決が困難な複合的な課題を抱える世帯や各種制度の狭間にいる人を支援するため、専門職のチームが関係機関と連携しながら、複雑・多様化する相談に対応します。

### ② 生活困窮者支援の充実

生活保護世帯や生活困窮者等の早期の自立を支援するため、就労支援員等の配置や、自立支援計画の実行など、相談体制の充実を図るとともに、就学援助費や奨学金などの各種制度を活用した支援に取り組みます。

また、生活困窮者自立支援事業を通じて、個々の状況に応じた包括的かつ継続的な相談支援等を行いながら、就労の準備が整っていない人に対する中間的就労や社会参加の場を広げるなど、地域における自立・就労支援等の体制を構築します。

### ③ 子どもの貧困対策

子どもの生活実態アンケート調査結果から課題を抽出し、「子どもの貧困対策」の方向性等を定めた「上越市子ども・子育て支援総合計画（上越市版エンゼルプラン）」を策定し、子どもがすこやかに育つ環境の整備等を進めます。

### ④ 助けを求めることができる市民意識の向上

市民が困り事がある場合のほか、児童・障害者・高齢者の虐待などを発見した場合に、近所の人や民生委員・児童委員、主任児童委員、行政などに助けを求めることができるよう、広報上越などの媒体やすこやかサロンなどの機会を通じて、市民意識の向上を図ります。

### ⑤ 相談窓口の周知

個人の状況に応じて適切な相談窓口が選択できるよう、広報上越などの媒体やすこやかサロンなどの機会を通じて、相談窓口を周知します。

## (2) 地域における見守り活動の充実

### 現状・課題

#### 《現状》

- 民生委員・児童委員、主任児童委員の活動において、障害のある人、高齢者などの見守り、児童及び妊産婦に関する状況の把握・援助などを行っています。
- 地域の各種団体により見守り隊を組織したり、町内会や防犯団体などで通学路の見守りを行ったりするなど、地域全体で子どもを見守る活動を実施しています。
- 町内会や老人クラブによる積極的な声掛け訪問のほか、郵便局や新聞配達事業者などの見守り協力事業所からの協力を得て、地域ぐるみでひとり暮らし世帯や高齢者のみ世帯の日常的な見守り活動を支援しています。

#### 《課題》

- 人口減少や少子高齢化、家族の在り方の変化などに伴い、複雑で多様な生活課題を抱える人が増えてきており、悩みや問題を抱え、個人や家庭が社会から孤立してしまうことが懸念されるため、子どもや高齢者を対象にした見守り活動を継続しつつ、障害のある人や子育てをしている人などへの見守り活動を更に推進していくことが必要となっています。



### 【取組の方向性・概要】

#### ① 子どもや高齢者を対象にした見守り活動の継続

民生委員・児童委員、主任児童委員、青少年健全育成委員、町内会、老人クラブ、地域見守り協力事業所と連携し、子どもや高齢者への日常的な見守り活動を継続します。

#### ② 障害のある人や子育てをしている人などへの見守り活動の推進

民生委員・児童委員や、主任児童委員、町内会などと連携し、障害のある人や子育てをしている人などへの見守り活動を推進します。

また、保育園やこどもセンターなどにおける子ども等の様子から、気になるところが見受けられる場合は、保育園などの職員が声掛けを行ったり、乳幼児健診の機会を利用した相談会を開催したりするなど、子育てをしている人の困り事や不安の解消を図ります。

### (3) 健康づくりの推進に向けた自発的な取組の促進

#### 現状・課題

##### 《現状》

- 健康診査を契機として、自らの体の状態を定期的を確認し、生活習慣病の発症と重症化を予防する取組を継続してきたことにより、特定健診受診率の向上、国民健康保険や後期高齢者医療の医療費の伸びの鈍化、重度の要介護認定者の減少など、平成 25 年度の「上越市健康増進計画」の策定時に整理した健康課題について改善の兆しが見え始めてきています。
- 当市における 1 年の自殺による死亡者数は、ここ数年 50 人前後で推移しており、人口 10 万人当たりの自殺死亡率は、国・県よりも高い状況にあります。また、壮年期以降の自殺死亡率が高い状況にあります。

##### 《課題》

- 特定健康診査の結果、高血圧（Ⅱ度高血圧以上）と糖尿病（HbA1c6.5%以上）の人の割合が増加傾向にあり、特に男性の有所見率が増加しています。
- 子どもの肥満の割合の増加、若い世代の食習慣や生活リズムの乱れがみられ、生活習慣病の発症につながる可能性があります。
- 平成 29 年度に新たに策定した「上越市自殺予防対策推進計画」に基づき、自殺者の減少に向けた地域や関係機関とのネットワークづくりなど、自殺予防の取組を総合的に推進していくことが必要です。



#### 【取組の方向性・概要】

##### ① 健康づくり活動の推進

市民が生涯を通じて、生活習慣病の発症予防と重症化予防に主体的に取り組めるよう支援します。

##### ② 子どもの頃からの生活習慣病予防の取組の推進

子どもの肥満の早期発見と生活習慣病予防のため、保護者が子どもの発育を確認する取組を乳幼児期から継続して実施するとともに、保育園や小中学校における保健活動の充実を図ります。

##### ③ 自殺予防の取組の推進

地域や関係機関とのネットワークによる「気づき・傾聴・つなぐ・見守る」体制を基盤に、自殺予防に対する市民意識の向上を図ります。

医療機関や関係機関と連携し、自殺未遂を繰り返すことを防ぐための仕組みづくりに取り組むとともに、遺族の支援や自殺ハイリスク者の対策を進めます。

仕事や家庭におけるストレスを抱えやすい壮年期や、身体機能の低下から生じる不安を感じやすい高齢期など、妊娠・出産期、思春期・青年期を含めた各ライフステージにおける課題に応じた自殺予防対策を推進します。

#### (4) 生きがい・居場所づくりの推進と社会参加の促進

##### 現状・課題

###### 《現状》

- こどもセンターや子育てひろばを設置し、親子の遊びの場や保護者同士の子育てに関する情報交換の場などを提供しています。
- 障害のある人の創作的活動や生産活動の場等の確保を通じて、障害のある人の居場所づくりを推進しています。
- 趣味講座を始め、作品展やスポーツ大会などの開催を通じて、生きがいづくりと健康づくりを支援するとともに、シルバー人材センターや老人クラブへの活動費等の助成を行い、高齢者の活動と活躍の場づくりを支援しています。また、28 全ての地域自治区で「すこやかサロン」を開催し、介護予防の取組にあわせ、高齢者の居場所の確保に取り組んでいます。
- 屋外での移動が困難な障害のある人や、高齢者に外出支援を行うことで、社会参加を促進しています。
- 障害のある人一人ひとりの意向を踏まえた就労を支援するため、障害者就業・生活支援センターやハローワーク等の関係機関と連携した就労支援や、障害者福祉団体の活動支援などに取り組んでいます。
- 働く意欲のある高齢者がシルバー人材センターへ登録することで、生きがいと就労機会の確保に取り組んでいます。

###### 《課題》

- 団塊の世代の皆さんが全て 75 歳を迎える 2025 年は、個人の希望や能力に応じて、趣味やスポーツ、社会活動など多様な分野で、自分らしく活躍されている人が、ますます多くなると考えられます。こうしたことから、趣味講座を始め、シニアスポーツ大会など高齢者の生きがいづくりと健康増進を含めた高齢者施策全般の在り方についても、これから高齢となる人たちの新たな感覚や考えに合うものを取り入れていく必要があります。
- 平成 29 年 6 月現在、市内企業における障害者実雇用率は、妙高市の数値を含むハローワーク上越管内の統計で、2.03%であり、全国の 1.97%、新潟県の 1.96%を上回っているものの、引き続き障害のある人の雇用機会の確保に取り組んでいくことが必要となっています。





## 【取組の方向性・概要】

### ① 地域における居場所づくりの推進

こどもセンターを始めとする子どもの遊びの場や、保護者同士の子育てに関する情報交換の場の提供のほか、障害のある人の創作的活動や生産活動の場等の確保など、個人が地域とのつながりを築くことができる機会を提供することにより、地域における居場所づくりを推進します。

### ② 高齢者の介護予防や生きがい・居場所づくりの推進

趣味講座を始め、作品展やスポーツ大会、すこやかサロンなどの開催を通じて、生きがい・居場所づくりを推進します。

高齢者が生活習慣病などにより、介護が必要な状態に移行することを予防するため、保健師等の訪問による個別指導を始め、介護予防に必要な知識の普及や、すこやかに老いるための今後の人生を考える啓発講座等を実施します。

### ③ 外出機会の確保

余暇活動や社会参加の機会を提供するほか、高齢者の閉じこもりによる体力低下や認知症を予防するため、外出・移動支援を行います。

### ④ 高齢者や障害のある人等の雇用機会の確保

高齢者や障害のある人等が個々の能力を生かしながら働くことのできる雇用環境を整えるため、事業者への意識啓発や雇用促進につながる施策を推進します。

### ⑤ 高齢者や障害のある人等の就労支援

高齢者や就職を希望する障害のある人等が就労できるよう、福祉事業所や障害者就業・生活支援センター、シルバー人材センター、ハローワーク等の関係機関と連携し、本人の意向や能力等に応じた就労や就労後の職場定着に向けた取組を進めます。

## (5) 権利擁護の推進

### 現状・課題

#### 《現状》

- 「上越市障害者福祉計画」や「上越市第2期子どもの権利基本計画」等に基づき、成年後見制度の周知や子どもの権利チラシの配布、子どもの権利講座の開催などの取組を進めています。
- 認知症等により日常的な金銭管理が不安な高齢者や、障害により判断能力が十分でない人の権利を守るため、各種相談機関の協力のもと、成年後見制度の周知と相談に対応するとともに、市長申し立てや成年後見制度の利用助成を行っています。
- 全国的に児童虐待相談対応件数が増加する中、当市においては、軽微なものでも相談、通告するという地域における児童虐待への意識の高まりや相談支援体制の強化もあり、これまで埋もれていた虐待の顕在化に伴い新規受理ケースが増加しています。
- 児童相談所や学校などの関係機関と連携し、いじめ、児童虐待、障害者虐待、高齢者虐待及び配偶者による暴力の発生予防と早期発見に努めるとともに、いじめや虐待を覚知した場合は、早期に対応しています。

#### 《課題》

- 成年後見などの支援を必要とする人が適切な支援を確実に受けられるよう、制度の周知や相談対応のほか、申し立てや後見人等のサポートに取り組む必要があります。
- 近年、核家族化の進展や、地域のつながりの希薄化、共働き家庭の増加など、子育て家庭を取り巻く環境の変化に伴い、子育ての負担や不安、孤立感を抱える保護者が増加しています。
- 児童虐待を未然に防ぐため、特定妊婦や発育・発達に課題のある子どものいる家庭への支援など、予防啓発活動を継続的に取り組む必要があります。
- 障害のある人が福祉サービスを利用せずに在宅で生活している場合、外部とのつながりが希薄なため、養護者からの虐待を発見しにくいことが課題です。

### 【取組の方向性・概要】

#### ① 権利擁護が必要な人への取組の推進

年齢や障害の有無、国籍などに関わらず、市民が自分らしい生活を送る権利が保障されるよう、成年後見制度の周知や子どもの権利チラシの配布などの取組を進めます。

#### ② いじめ、児童虐待、障害者虐待、高齢者虐待等の発生予防と早期発見、早期対応

引き続き、各種相談支援を行う関係機関等と連携し、いじめ、児童虐待、障害者虐待、高齢者虐待及び配偶者暴力の発生予防と早期発見に努めるとともに、いじめや虐待を覚知した場合は、早期に対応します。

## 2 「基本目標 2」の達成に向けた基本施策

### (1) 個性や多様性を認め合う市民意識の向上

#### 現状・課題

##### 《現状》

- 「人権を尊び部落差別などあらゆる差別をなくし明るい上越市を築く条例」を定めるとともに、「人権都市」を宣言し、あらゆる差別のない明るいまちの実現に向けて、相談体制の充実や差別を解消するための教育及び啓発などの取組を進めています。
- 個人の人格や個性を尊重し合うことを目指し、市では、「障害者週間」を踏まえた事業の実施や、地域の人と障害のある人との交流を促進するイベント等の開催支援等により、障害を理由とする差別の解消を図っています。
- 小中学校等と連携し、幼少期から子どもの人権や同和問題に対する意識啓発を推進するとともに、企業や地域との連携による意識啓発にも取り組んでいます。
- 小中学校等において、人権教育、同和教育を中核にした道德教育の充実を図り、人権尊重の理念について理解を深め、自他の人権を守る行動力の育成を目指す人権教育を推進しています。
- インターネット上での書き込みによる人権侵害につながるネットトラブルを防ぐため、小中学校、大学、関係機関と連携し、情報モラル教育の推進を図っています。

##### 《課題》

- 近年、インターネット上の人権侵害や性的少数者に対する偏見・差別など、新たな人権問題が生じていることから、あらゆる差別を解消するため、引き続き、人権に関する啓発を推進する必要があります。
- また、子どもにおいては、ネットいじめやゲーム依存などの問題が発生していることから、様々な情報を正しく選択できる判断力、その基盤となる道德心、倫理観、規範意識の向上を図っていく必要があります。



#### 【取組の方向性・概要】

##### ① 地域の一員として認め合う市民意識の向上

「人権を尊び部落差別などあらゆる差別をなくし明るい上越市を築く総合計画」に基づき、出身、障害の有無、性別、年齢、国籍など、市民一人ひとりの基本的人権が真に尊重され、お互いを地域の一員として認め合うことができるよう、相談体制の充実や差別を解消するための教育及び啓発などに取り組みます。

##### ② 人権意識の確立に向けた教育の推進

子どもの人権尊重の精神を育むため、学校、地域、家庭と連携して、人権教育、同和教育を中核とした道德教育等を推進していきます。

## (2) 地域福祉活動の促進

### 現状・課題

#### 《現状》

- 地域住民の身近な相談相手であり、要援護者を始めとする支援が必要な人と関係機関とのつなぎ役を担う民生委員・児童委員、主任児童委員に対し、活動を行うための支援や必要な知識・技術の習得、資質向上のための研修等の協力を行っています。
- 65歳以上で自立した生活を送っている元気な高齢者は、平成30年10月1日現在、約48,000人であり、この元気な高齢者から、地域で取り組んでいる「すこやかサロン」などの担い手として参加していただくなど、地域における出番を創出しています。
- 市民活動の促進に向けて、NPO・ボランティアセンターを拠点として、ボランティアに関するニーズ情報の収集、提供及びコーディネートを始め、活動の場となる市民活動室の提供や活動に役立つ情報の発信を行うなど、様々な支援の取組を進めています。

#### 《課題》

- 平成30年9月現在、民生委員・児童委員、主任児童委員の欠員が生じている地域があることから、関係町内会と連携しながら、早期に解消を図る必要があります。
- 少子化・高齢化の進展や、個人のライフスタイル・価値観の多様化などを背景として、地域においては担い手不足が顕在化しています。



### 【取組の方向性・概要】

#### ① 民生委員・児童委員、主任児童委員への活動支援等

地域住民の身近な相談相手であり、要援護者を始めとする支援が必要な人と関係機関とのつなぎ役を担う民生委員・児童委員、主任児童委員への活動支援を行うとともに、関係町内会と連携しながら、欠員が生じている地域の早期解消を図ります。

#### ② 地域福祉活動における出番の創出

地域福祉活動の更なる促進のため、引き続き元気な高齢者や障害のある人などの出番を創出します。

また、学校教育において福祉について学ぶ、触れる、活動する機会を設けることで、次世代を担う人づくりを進めるとともに、子どもの出番を創出します。

### ③ ボランティア・NPO等の活動支援

市民活動を活発化するため、NPO・ボランティアセンターを拠点とし、ボランティアに関する情報の収集・発信・コーディネートを行うほか、団体の活動が安定的・継続的に行われるよう、市民活動に役立つ情報の発信や相談対応により支援します。

また、地域コミュニティ活動を促進するため、地域の課題解決や活性化に取り組む町内会などへの地域づくりアドバイザーの派遣などを通じて、地域のために主体的に行動する人材の育成を図ります。

### (3) 地域における支え合い体制の充実・上越市版地域包括ケアシステムの構築

#### 現状・課題

##### 《現状》

- 市内に住所を有する育児の援助を受けたいおおむね 12 歳以下の子どもがいる人（依頼会員）と、育児を援助したい人（提供会員）が助け合う組織である「ファミリーサポートセンター」の運営を通じて、育児に関する相互援助活動を支援しています。
- ピアサポート（仲間同士で支え合うこと）等の活動を支援することで、障害のある人などが、安心して暮らしていけるよう、取り組んでいます。
- 要介護状態にならないよう地域において予防するため、「通いの場」を市内 28 の地域自治区ごとに設置するとともに、その企画・運営等の役割を担う生活支援コーディネーターを配置し、地域の住民組織が運営する仕組みを構築することで、地域の特性に応じた支え合い体制づくりを推進しています。

##### 《課題》

- 地域コミュニティの衰退や対人関係の希薄化が懸念される中、地域包括支援センター、民生委員・児童委員など支援者の関与を拒む人が多いことや、今後の高齢者人口の増加により、認知症高齢者の増加も見込まれることから、地域全体による見守り・支え合い体制を充実させていく必要があります。
- 地域における見守り活動の結果、孤立が心配される人や支援が必要な人などを発見した場合に、適切な相談・支援につなげるため、相談・支援体制の充実を図っていく必要があります。
- 行政と関係機関等が連携し、子どもや障害のある人、高齢者など、全ての人を対象とした上越市版地域包括ケアシステムを構築していくことが必要です。



#### 【取組の方向性・概要】

##### ① 地域における支え合い体制の充実

元気な高齢者が支援を必要とする高齢者及びその家族を支える「地域支え合い事業」の実施など、地域における支え合い体制の充実に取り組みます。

##### ② 上越市版地域包括ケアシステムの構築

子どもや障害のある人、高齢者など、全ての人を対象とした上越市版地域包括ケアシステムの構築に取り組み、誰もが安心して暮らせるよう、みんなで支え合う地域づくりを進めます。

### 3 「基本目標 3」の達成に向けた基本施策

#### (1) 個人に寄り添った福祉サービスの提供

##### 現状・課題

###### 《現状》

- 障害の状態や介護が必要な状態など、個人の状況を的確に把握した上で、一人ひとりに寄り添いながら、最適な福祉サービスを提供しています。
- 介護が必要な高齢者等に対しては、一人ひとりの状態に応じ、自立支援や重症化予防に資する適切なサービスを提供するとともに、低所得者への支援などを行い、誰もが必要なサービスを利用しやすい環境整備に取り組んでいます。
- 妊婦健診や乳幼児健診などの母子保健事業の充実や、子ども医療費助成事業に取り組んできたほか、子どもの遊び場の確保等を目的として、平成 29 年に「オーレンプラザこどもセンター」を新たに設置するなど、子育て世帯に対する支援を充実させるため、取組を進めています。

###### 《課題》

- 今後も、「すこやかなまち」の実現に向け、第 6 次総合計画や健康福祉に関する個別計画等に基づき、事業を着実に実施し、個人に寄り添った福祉サービスを切れ目なく提供していく必要があります。



##### 【取組の方向性・概要】

###### ① 個性を尊重した障害者福祉サービスの提供

「上越市障害者福祉計画」に基づき、障害のある人一人ひとりの個性を尊重したサービスを提供します。

###### ② 高齢者福祉サービスの提供

「上越市第 7 期介護保険事業計画・第 8 期高齢者福祉計画」に基づき、医療・介護・福祉などの多様な職種の連携を軸とした包括的な支援サービスを提供します。

###### ③ 母子保健事業の充実

母子ともに健康で安心した生活を送ることができるよう、「上越市健康増進計画」に基づき、妊婦健診や乳幼児健診、予防接種などを通じて母子保健の充実に取り組みます。

###### ④ 子育て世帯への支援

子育て世帯が仕事をしながら、安心して子育てすることができるよう、多様化するニーズに対応した保育サービスを提供するほか、子育てに対する負担や不安を和らげることを通じて、保護者が子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるよう支援していきます。

## (2) 情報提供体制の充実と情報入手に係る支援

### 現状・課題

#### 《現状》

- 子育て支援サイト「上越市子育て応援ステーション」の運営を通じて、子育て支援に関する情報を提供しているほか、登録者にはメルマガ配信サービスを行うことにより、タイムリーな情報の提供に努めています。
- 広報上越や市のホームページへの情報掲載、各種ガイドブックの配布などのほか、講演会などの機会を捉え、各種福祉サービスの情報提供を行っています。
- 平成 28 年 4 月の障害者差別解消法の施行を受け、合理的配慮が必要な人に対して、市職員が適切に対応するために必要な事項をまとめた「職員対応要領」を策定しています。

#### 《課題》

- ソーシャルメディアの急速な普及などの市民生活の変化を踏まえ、市民が必要とする時に必要な福祉サービスに関する情報を容易に入手できるよう、情報の受け手に考慮した情報提供体制を、臨機応変に検討していくことが必要です。
- 障害のある人などで、合理的な配慮が必要な人が必要な情報を容易に入手できるよう、引き続き支援していくことが重要です。



### 【取組の方向性・概要】

#### ① 福祉サービスに関する情報提供体制の充実

市民が必要とする時に必要な福祉サービスに関する情報を容易に入手できるよう、引き続き広報上越や、市のホームページ、福祉サービスに係る各種ガイドブックなど様々な媒体を活用した情報提供体制の充実に努め、サービス利用の促進を図ります。

#### ② 情報の取得が困難な人への情報入手支援

障害などにより情報の取得が困難な人が、必要な情報を確実に入手するとともに、円滑なコミュニケーションを図ることができるよう、手話通訳者・要約筆記者の派遣や、音声化した広報上越の貸出しなどの援助を行うことで、社会生活の安定と福祉の増進を図ります。

#### ③ 「職員対応要領」に基づく適切な対応

窓口業務や会議、イベント等において、障害のある人に対する差別的な取扱いを行わないほか、障壁を除去するための合理的配慮の提供を行うなど、「職員対応要領」に基づき適切に対応します。



### (3) 安心して暮らせる環境の整備

#### 現状・課題

##### 《現状》

- 障害のある人や高齢者向けの住宅リフォームやグループホーム等の整備に対する補助などを通じて、誰もが安心して過ごせる居住空間や居場所づくりを進めています。
- 障害のある人を介護する人が、冠婚葬祭や病気等の理由で介護できなくなった時に、緊急に利用する施設として、「緊急短期入所」の受入れ体制を整えたほか、災害時において特に配慮を必要とする高齢者や障害のある人が避難する「福祉避難所」の指定など、緊急時に備えた取組を進めています。
- 上越地域医療センター病院では、施設の老朽化に伴い、改築を進めています。
- 市内の医療機関や保健・医療・福祉分野の関係団体と連携を図る中で、安定的な医療サービスの提供体制を整えるとともに、上越地域医療センター病院に地域最大規模のリハビリテーションセンターを設け、主に急性期を脱した患者を受け入れることにより、回復期・慢性期医療の中核的な役割を果たしています。
- 市内9か所に診療所を開設し、民間の医療機関の立地が困難な中山間地域における地域医療の確保と地域住民の健康維持・増進を図ってきたほか、市内の医療機関や保健・医療・福祉分野の関係団体と連携を図る中で、安定的な医療サービスの提供体制を整えています。

##### 《課題》

- 特別支援学校の卒業後や障害のある人の「親亡きあと」の住まいとなるグループホームのほか、重度の障害のある人に対応した福祉サービスを提供する事業所の整備等が求められています。
- 地域偏在による医師不足や市立診療所の医師の高齢化、医師不足に伴う市内病院の病床の部分休床の発生などの課題の解決に向け、救急医療を始めとした地域医療体制の維持に向けた医師の確保が必要です。
- 軽症患者が二次、三次救急医療を担う病院に集中することにより、救急医療体制に支障が生じることが懸念されるため、救急外来への適正受診の更なる啓発が課題となっています。



#### 【取組の方向性・概要】

##### ① 地域における生活基盤づくり

平常時だけでなく、災害時などの緊急時においても、高齢者や障害のある人などが安心して過ごせるよう、引き続き、グループホームの整備や緊急時における受入れ体制づくり等を推進していきます。

## ② 地域医療体制の充実

上越地域医療センター病院の改築を契機として、市内の病院や診療所等との地域医療連携体制を一層充実するとともに、上越地域医療センター病院と市立診療所のネットワーク化を推進することにより、市民ニーズに応じた質の高い医療を提供できる状態を目指します。

また、人口減少や高齢化の進展の影響が大きい中山間地域においても身近で適切な医療が受けられるよう、機能的な医療体制を確立していくとともに、二次救急病院との連携を強化し、地域における救急医療体制の充実に努めます。

さらに、地域医療体制を維持するため、県や医療機関、医師会等と連携し、地域全体の医師確保に向けた取組を推進します。

## 第5章 計画の推進に当たって

### 1 計画の進捗管理

市は、本計画に基づく取組の主な実施主体として、計画期間終了時までの「実施計画」を作成するとともに、必要な基本施策を着実に実施していきます。

また、基本施策の実施結果についても、市が定期的に自己評価を行い、進捗を管理します。

### 2 基本施策の推進に向けた取組

学識経験者や関係団体の代表者などで構成する「(仮称) 地域福祉計画評価委員会」を設置し、会議において、市が実施した自己評価結果などについて意見交換を行いながら、取組状況に係る評価の適正性を確保するとともに、各基本施策の一層の推進を図っていきます。

#### 【計画の推進に向けた取組のイメージ】

		実施内容	
		市	(仮称) 地域福祉計画評価委員会
平成31年度	4月	<ul style="list-style-type: none"> <li>○平成34年度末に目指す状態の設定</li> <li>○平成34年度までの「実施計画」の作成</li> </ul>	
	5月～翌年3月		
平成32年度	4月	<ul style="list-style-type: none"> <li>○前年度の「実施結果」の作成</li> <li>○当該年度の「実施計画」の修正</li> </ul>	
	5月～翌年3月		
平成33年度	4月	<ul style="list-style-type: none"> <li>○前年度の「実施結果」の作成</li> <li>○当該年度の「実施計画」の修正</li> </ul>	
	5月～6月	基本施策の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>○評価委員会の開催</li> <li>・前年度までの「実施結果」について意見交換</li> </ul>
	7月	<ul style="list-style-type: none"> <li>○必要に応じて「実施計画」の修正</li> </ul>	
	8月～翌年3月		
	4月	<ul style="list-style-type: none"> <li>○前年度の「実施結果」の作成</li> <li>○当該年度の「実施計画」の修正</li> <li>○「現状・課題」の整理</li> </ul>	
平成34年度	5月～翌年3月		

## 第6章 上越市版地域包括ケアシステムの構築に向けて

### 1 上越市版地域包括ケアシステムの概要

市は、高齢者を対象に自助、共助、公助に加え、地域住民の皆さんの互助による地域支え合い体制による支援など、地域包括ケアシステムを推進しています。

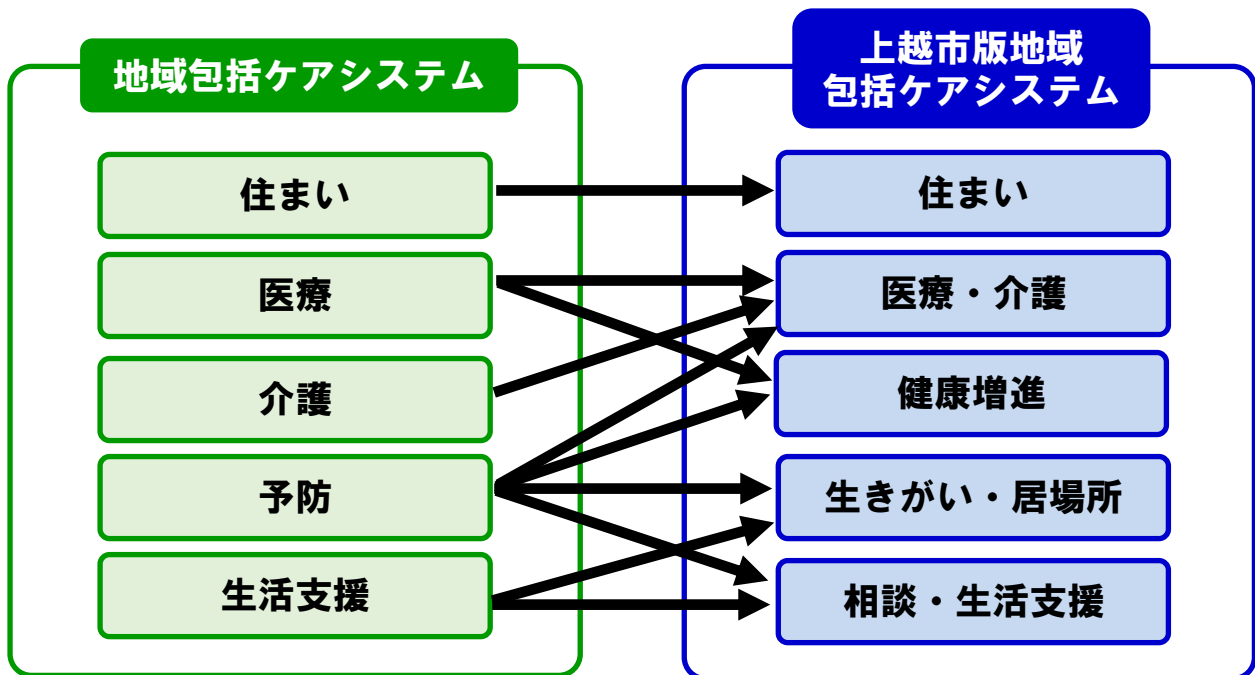
この取組を更に拡充し、障害のある人や子ども、子育て中の人など、全ての人に対象を広げ、本計画に位置付けた様々な取組と連動させながら、自助・互助・共助・公助のそれぞれが機能する「上越市版地域包括ケアシステム」の構築に取り組んでいきます。

### 2 上越市版地域包括ケアシステムにおける5つの構成要素

厚生労働省は、地域包括ケアシステムにおける「5つの構成要素」として、「住まい」、「医療」、「介護」、「予防」、「生活支援」を挙げています。

当市における取組の状況も踏まえ、上越市版地域包括ケアシステムの構成要素を、国の「5つの構成要素」を基本とした上で、「住まい」、「医療・介護」、「健康増進」、「生きがい・居場所」、「相談・生活支援」の5つに整理します。

#### 【5つの構成要素の相関図】



### 3 目指すべき状態

上越市版地域包括ケアシステムにおける5つの構成要素ごとに、目指すべき状態を明示します。具体的なイメージは次のページのとおりです。

# 上越市版地域包括ケアシステム（イメージ）



## 相談・生活支援

- ・複雑・多様化する相談にワンストップで対応する機関が地域にある。
- ・相談から支援への橋渡しが着実に進むよう、システム化されている。
- ・個人の状況に応じて適切に対応できる各種福祉サービスが整っている。

### 【関連する主な基本施策】

- ・1-1(1)きめ細かい相談・支援体制の強化
- ・3-1(1)個人に寄り添った福祉サービスの提供
- ・3-2(2)情報提供体制の充実と情報入手に係る支援



子どもや障害のある人、高齢者など誰もが住み慣れた地域ですこやかに暮らすために、地域に想いをもちながら、自分のできることから始めてみましょう

### 【関連する主な基本施策】

- ・2-1(1)個性や多様性を認め合う市民意識の向上
- ・1-5(5)権利擁護の推進



## 健康増進

- ・自分で健康を維持・増進していくために、健診を受け、健診結果に合わせた良好な生活習慣が実践されている。
- ・健診結果を活用した保健指導や生活習慣病の重症化リスクのある人に対し、継続的な訪問等の支援が行われている。

### 【関連する主な基本施策】

- ・1-3(3)健康づくりの推進に向けた自発的な取組の促進

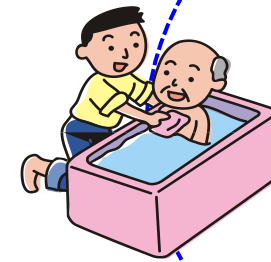


## 生きがい・居場所

- ・子どもや障害のある人、高齢者など誰もが地域で気軽に集える場所があり、気軽に交流できる環境が整っている。
- ・地域で支援が必要な人の状況を理解し、見守る体制が構築されている。
- ・地域において、隣近所の住民同士が困った時にSOSを出し合い、相互に支援し合う関係が構築されている。

### 【関連する主な基本施策】

- ・1-2(2)地域における見守り活動の充実
- ・1-4(4)生きがい・居場所づくりの推進と社会参加の促進
- ・2-2(2)地域福祉活動の促進
- ・2-3(3)地域における支え合い体制の充実・上越市版地域包括ケアシステムの構築

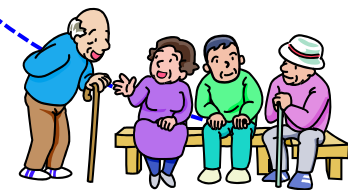


## 医療・介護

- ・市内の病院や診療所等との地域医療連携体制が充実し、市民ニーズに応じた質の高い医療が提供されている。
- ・個人の状況に応じて適切な介護保険サービスが提供されている。また、サービス提供事業所において、障害福祉サービスと介護保険サービスの両方が提供されている。

### 【関連する主な基本施策】

- ・3-1(1)個人に寄り添った福祉サービスの提供
- ・3-3(3)安心して暮らせる環境の整備



## 住まい

- ・自らのライフスタイルや生活状況に合わせて希望する施設や住まいで生活している。

### 【関連する主な基本施策】

- ・3-3(3)安心して暮らせる環境の整備



「関連する主な基本施策」においては、基本目標及び基本施策の項目に係る番号を冒頭に付しています。  
例：基本目標1の(1)きめ細かい相談・支援体制の強化  
⇒1-1(1)と表記

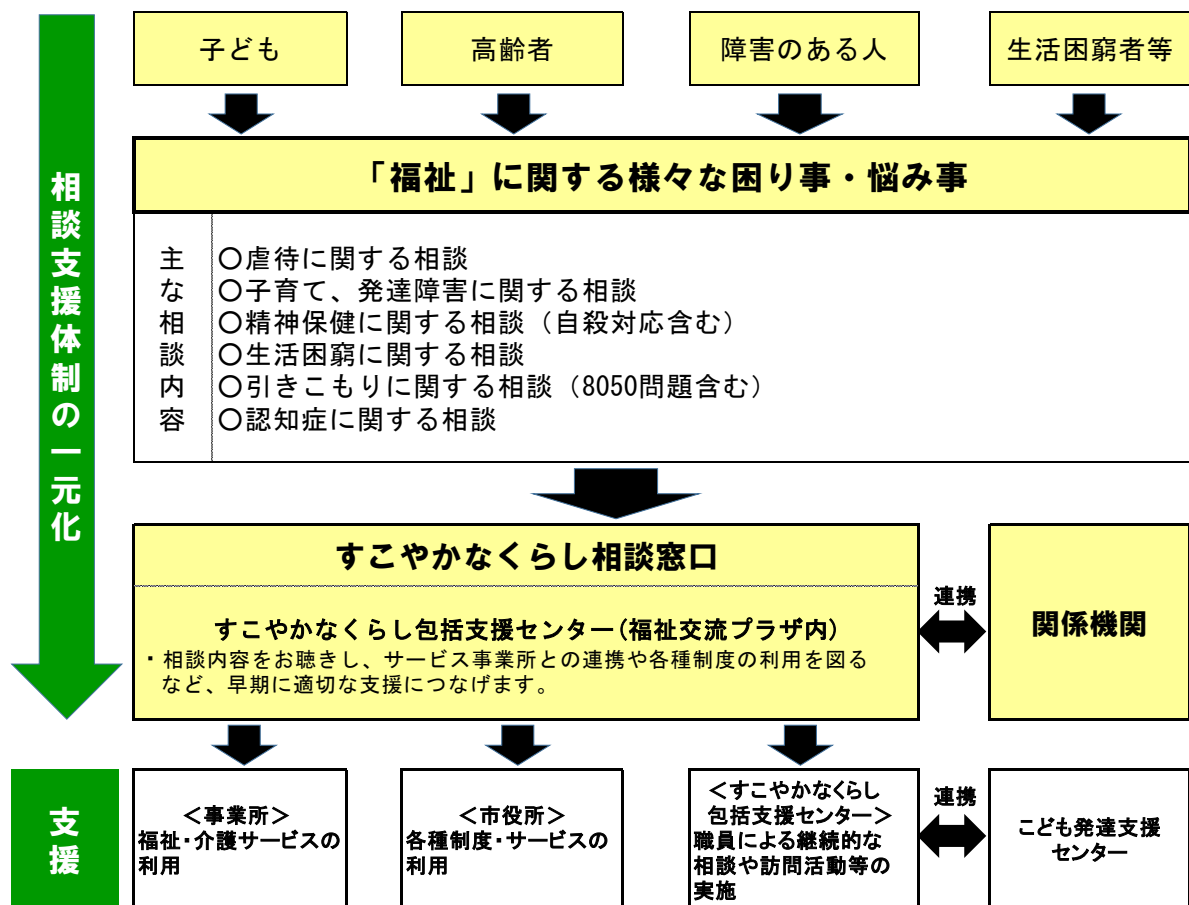
「地域包括ケアシステム」（厚生労働省）  
([http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi\\_kaigo/kaigo\\_koureisha/chiiki-houkatsu/](http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/chiiki-houkatsu/))  
を加工して当市で作成



**(参考) 市の相談体制 (平成 31 年 4 月～)**

本計画に基づく「上越市版地域包括ケアシステム」の構築を進めるため、「すこやかにくらし包括支援センター」を木田庁舎から福祉の拠点である福祉交流プラザに移転し、専門職の集約を図り、健康福祉部の相談機能を一元化します。あわせて、こども発達支援センターや民間の関係機関とも一層の連携を図りながら、子どもから障害のある人、高齢者まで全ての人を対象とした「すこやかにくらし相談窓口」を4月1日に設置し、専門的かつ総合的・一体的な相談支援体制を整えることとしています。

**【相談支援の流れ】**



(参考) 市が実施している支援等 (例) (平成 30 年 12 月現在)

安心してすこやかに自分らしく暮らすために

### 【生活支援】

- ・ すこやかな子どもの育ちのための親支援（親子コミュニケーション支援）の実施
- ・ 延長・一時保育の実施
- ・ 障害のある人が日常生活を快適に過ごすための日常生活用具や補装具の給付
- ・ 高齢者を対象にした紙おむつ助成事業、寝具丸洗い・乾燥サービス事業、訪問理・美容サービス事業等の実施
- ・ 障害のある人や一定の要件を満たした高齢者を対象にしたタクシー利用券等の交付
- ・ 生活保護ケースワーカーや就労支援員による自立・就労支援の実施



### 【健康増進】

- ・ 乳幼児健診における健康教育の充実
- ・ 未治療者・治療中断者への受診勧奨等の保健指導の実施
- ・ 健康づくりポイント事業の実施
- ・ こころの健康に関する知識の啓発



### 【生きがい・居場所】

- ・ こどもセンター、子育てひろば、こどもの家、児童館の運営
- ・ 障害のある人の日中の居場所等である地域活動支援センターへの運営支援
- ・ 老人趣味の家趣味講座の運営
- ・ すこやかサロン、介護予防教室、認知症カフェ、介護者家族の集いなどの地域支え合い事業の実施



### 【医療・介護】

- ・ 病児・病後児保育室の運営
- ・ 重症心身障害のある人等が緊急時に利用する「重症心身障害者緊急短期入所」の確保
- ・ 介護保険計画に基づく施設の整備及びサービスの確保
- ・ 上越地域医療センター病院の運営
- ・ 市立診療所の運営
- ・ 上越休日・夜間診療所の運営



### 【住まい】

- ・ 公営住宅の提供
- ・ 障害のある人を対象にしたグループホームの整備





## (巻末資料)

### 1 上越市地域福祉計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条の規定に基づき、上越市地域福祉計画（以下「地域福祉計画」という。）を策定するため、上越市地域福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 地域福祉計画の策定に関する事項
- (2) その他地域福祉計画の策定に必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる人のうちから市長が委嘱する15人以内の委員をもって組織する。

- (1) 学識経験者
- (2) 公募による市民
- (3) 福祉団体・福祉事業関係者
- (4) 医療関係者
- (5) その他諸団体の関係者
- (6) 教育関係者
- (7) 関係行政機関の職員
- (8) その他市長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員会の委員の任期は、委嘱の日から地域福祉計画策定の日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長が議長となる。ただし、委員長が互選される前に招集される会議は、市長が招集する。

- 2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 議長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の人出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、福祉課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から実施する。

## 2 上越市地域福祉計画策定委員名簿

(委員区分・五十音順、敬称略)

	区分	氏名	所属	備考
1	学識経験者	青 木 茂	新潟医療福祉大学 社会福祉学部 准教授	委員長
2		佐 藤 将 朗	上越教育大学大学院 学校教育研究科 准教授	
3	公募による市民	小 杉 敏 勝	市民	
4		山 川 美 香	市民	
5	福祉団体・福祉 事業関係者	井 部 佐恵子	上越市民生委員児童委員協議会 連合会 柿崎地区会長	副委員長
6		西 澤 恵	上越基幹相談支援センター 相談支援専門員	
7		宮 本 慶 之	上越市社会福祉協議会 地域福祉課長	
8		横 尾 弘 史	上越あたご地域包括支援センター 板倉	
9	医療関係者	五十嵐 靖 雄	いがらし整形外科	
10		片 海 ひな子	三和ファミリー歯科医院	
11	その他諸団体の 関係者	仲 田 紀 夫	上越市町内会長連絡協議会	
12		藤 枝 セ ツ	上越人権擁護委員協議会	
13	教育関係者	廣 川 由紀子	小中学校校長会 大島小学校長	
14	関係行政機関の 職員	飯 田 恭 子	上越公共職業安定所 統括職業指導官	
15		中 村 哲 士	上越地域振興局 健康福祉環境部 副部長	

### 3 上越市地域福祉計画策定委員会における検討経緯

年 月 日	内 容
平成 30 年 6 月 26 日	<p>○第 1 回上越市地域福祉計画策定委員会</p> <p>【議事】</p> <p>(1) 委員会の運営等について</p> <p>(2) 地域福祉計画の基本的な考え方について</p> <p>(3) 意見交換</p>
平成 30 年 8 月 9 日	<p>○第 2 回上越市地域福祉計画策定委員会</p> <p>【議事】</p> <p>(1) 地域福祉計画における基本理念及び基本目標について</p> <p>(2) 意見交換</p>
平成 30 年 10 月 25 日	<p>○第 3 回上越市地域福祉計画策定委員会</p> <p>【議事】</p> <p>(1) 地域福祉計画素案について</p> <p>(2) 意見交換</p>
平成 30 年 12 月 20 日	<p>○第 4 回上越市地域福祉計画策定委員会</p> <p>【議事】</p> <p>(1) 地域福祉計画案について</p> <p>(2) 意見交換</p>
平成 31 年 1 月 16 日 ～2 月 14 日	パブリックコメント
平成 31 年 3 月 14 日	<p>○第 5 回上越市地域福祉計画策定委員会</p> <p>【議事】</p> <p>(1) 地域福祉計画最終案について</p> <p>(2) 意見交換</p>



## 上越市第2次地域福祉計画

平成31年3月

上越市健康福祉部福祉課

〒943-8601 新潟県上越市木田1丁目1番3号

TEL 025-526-5111 (代表)

E-Mail [fukusi@city.joetsu.lg.jp](mailto:fukusi@city.joetsu.lg.jp)